

粉じん作業特別教育のご案内

アーク溶接作業やグラインダーによる研削、研磨作業等の粉じん作業はほとんどの職場において行われておりますが、労働安全衛生法では、粉じん障害防止規則で定める特定粉じん作業に従事する者に特別な教育を行うことを義務付けています

- 1 講習年月日 **令和 8 年 12 月 22 日(火)**
- 2 会場 八女労働基準協会会議室 住所:八女市稲富 121 ☎0943-23-0155
- 3 受講対象者 1 粉じん障害防止規則別表第 2 に定められている特定粉じん作業に従事するもの
2 じん肺法施行規則別表に定められている粉じん業務(土石・岩石・鉱物・金属等を溶断・溶接・研磨・ばりとり・裁断・ふるい分けする等の作業)に従事するもの
3 粉じん作業を有する事業所の安全衛生担当者及び職長等の責任者
- 4 受講料
- | 区分 | 受講料(税込) | テキスト代(税込) | 合計(税込) |
|------|---------|-----------|--------|
| 協会員 | 8,800 | 880 | 9,680 |
| 非協会員 | 11,000 | 880 | 11,880 |
- 5 申込必要書類 ① 申込書
② 写真(縦 3cm×横 2.4cm)2 枚 (1 枚は申込書に貼付し 1 枚は添付してください)
③ 記載事項確認書類
(自動車運転免許証・住民票(本籍・マイナンバー未記載のもの)等のいずれかのコピー)
- 6 申込方法 申込必要書類(上記①②③)に、受講料を添えてご持参いただくか、ご郵送ください。ご郵送の場合の受講料は下記の口座にお振込みください。
- 7 振込口座 一般社団法人八女労働基準協会 会長 樋口良夫
筑邦銀行八女支店 (普通)1506587 福岡銀行八女支店(普通)1719313
- 8 受講定員 40 名
- 9 申込〆切日 講習日の 10 日前まで
- 10 受講票 講習日の1週間前までにFAXにて送ります。
FAXしましたら、ご担当者様に確認のお電話を差し上げます。

講習時間	講習区分
9:00~14:35 (8:50~講習内容説明)	学科

【お問い合わせ・お申込先】

一般社団法人八女労働基準協会

〒834-0047 八女市稲富 121

電話 0943-23-0155

FAX 0943-23-0185

メール yame-rk@yame-rk.or.jp